

社会福祉法人小平市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(平成29年規程第6号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（昭和41年6月1日認可）第25条に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 会長及び常務理事（以下「会長等」という。）については、毎月報酬を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている会長等に対しては、報酬等は支給しない。
- (2) 前号に掲げる者を除く役員（以下「非常勤役員」という。）については、法人業務を行う場合に報酬として月額3,000円を支給する。

(会長等の報酬等の算定方法)

第4条 会長等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、本会職員給与規則（平成28年規則第6号）第12条の規定に準ずる額

(費用弁償)

第5条 役員が、職務のため出張したときは、別に定める本会職員の旅費に関する規則（昭和60年規則第3号）に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 会長等に対する報酬等の支給時期は、本会職員給与規則第6条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月26日から施行する。
- 2 本会会長等の報酬等に関する規程(平成6年規程第12号)は廃止する。

別表1 会長等の報酬

会長	月額	70,000円
常務理事	月額	70,000円